

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成28年12月5日(月) 午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 11名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	欠
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

4. 議事日程

- (1) 議案第49号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第50号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第51号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成28年度第9回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月18日（金） 農業投資価格に係る意見交換会（役場） ・ 11月27日（日） 自然薯まつり（水車の里フルーツトピア） <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は12番 高橋委員さんと、1番 高槻委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>49</u>号から議案第<u>51</u>号の<u>3</u>議案です。</p>
議 長	<p>議案第<u>49</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>5</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>（議案朗読説明）</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上5件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 7番委員	<p>事案番号<u>44</u>番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲渡人と譲受人は、ご親戚です。長年、譲受人が小作をされていた土地です。譲渡人の娘さんが他県に嫁がれてこちらに帰ってくる予定がないので、所有権移転されます。この他にも、あと3～4筆ほどあるそうです。今後また案件として、出てくかもしれませんが、今回のこちらの農地はずっと耕作されていまして、引き続き耕作されるとお聞きしています。問題はないです。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>44</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>44</u>番につきましては、</p>

	許可と決定いたします。
議長	事案番号 <u>45</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
3番委員	譲渡人が高齢で耕作困難な為、譲受人に所有権移転されます。
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>45</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>45</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議長	事案番号 <u>46</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
3番委員	この土地は今まで、譲受人が利用権設定をして耕作されていた農地で、譲渡人がもう耕作されないという事で譲渡され、引き続き譲受人が耕作をされるもので、これまでもきちんと管理されていたため、問題ないと考えます。
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>46</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>46</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議長	事案番号 <u>47</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
1番委員	譲受人は、この土地のご近所の方です。譲渡人は他県に住まわれていまして、今後も耕作が出来ないので、譲渡されます。
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>47</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>47</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>48</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
6 番委員	<p>譲渡人と譲受人は、親子です。5筆ありますが、山に近い所で点在しています。傾斜地で耕作は難しい場所ですが、家族で管理するとのことで、周りには影響ないので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>48</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>48</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>50</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>33</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
11 番委員	<p>8番委員さんが欠席の為、代って説明させていただきます。</p> <p>競売により譲受人が隣接する住宅の物件を取得され、敷地の手前にある今回の申請地を露天駐車場にして一体として利用されるそうです。面積も小さく、農地として活用ができないこともあり、転用しても周辺に影響はないため、やむを得ないと思います。</p>

<p>議 長</p> <p>11番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>借受人は、貸渡人のお孫さんです。借受人は現在町外に在住していますが、現在住んでいるアパートは手狭となり、居宅を構えるにあたり、地元に戻ってきて宅地に転用するものです。申請地は一枚の田を今回分筆登記をして宅地に転用する計画です。残された農地も、水の入口、排水が管理されていますので、周辺農地には問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
<p>議 長</p> <p>1番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>この土地は、現況も地目も畑になっていますが、ここ3年くらい、保全管理されていた状態です。</p> <p>借受人と貸渡人は株内の関係で、借受人は自己で建設業を営んでおり、事業で使う型枠の材料置き場にしたいという事です。周辺の農地には影響がないため、問題はないと考えております。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
<p>議 長</p>	<p>以上 <u>2</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>

議 長	次に、報告事項について確認します。
議 長	農地改良届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
5 番委員	1、2、3 番を一緒に説明します。3 筆並んでいます。営農組合が苗代として計画をされているようです。その前段として、造成して平坦にする計画です。こちらの 3 名は、営農組合の方たちでありますし、近隣に住まわれていますので、周りに影響はないと思います。誓約書も出ています。
議 長	利用目的の変更届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
2 番委員	申請人の自宅の前の畑です。何年も前から、畑として利用されています。すでに野菜を植えられています。用水費の関係で変更されました。
議 長	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
7 番委員	1 番は、先ほどの農地法 3 条の所有権移転の為の解約です。 2 番は、借受人が高齢の為に解約されます。この後、この田んぼの近くの方が耕作されると聞いております。
3 番委員	3 番は、利用権設定を解約して、所有権移転をされました。
1 番委員	4 番から 8 番まで同じ借受人です。借受人が、体調不良の為に、やむなく解約されま す。次に耕作される方は、探し中です。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これを持ちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。 <u>10 分間休憩の後、10 時 10 分から協議会を開催いたします。</u>